

## 牧之原市新しい学校づくり検討会設置要綱

## (設置)

第1条 未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画に基づき、学校施設整備基本構想・基本計画を策定するにあたり、広く関係者からの意見を聴取し、反映するために、牧之原市新しい学校づくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校施設整備に係る基本構想に関すること。
- (2) 学校施設整備に係る基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 検討会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 幼稚園、保育園、こども園、小学校又は中学校の保護者代表
- (5) 事業者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

## (会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議には、必要に応じて分科会を置くことができる。

## (報償等)

第7条 委員が、検討会の会議に出席した場合は報償を支払うものとする。

2 報償の額は、牧之原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年牧之原市条例第39号)別表の規定に準ずる額とする。ただし、会議が午前又は午後のみの場合には日額の半額とする。

## (庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

## (委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(最初の会議の招集)
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。